

参考

平成28年度2号・3号認定月額利用者負担

階層区分		2号認定利用者負担 (3歳以上)		3号認定利用者負担 (3歳未満)			
		保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)		
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税	母子世帯等	0円	0円	0円	0円
			その他世帯	2,000円 (1,000)	1,900円 (900)	3,000円 (1,500)	2,900円 (1,400)
C1	均等割の額のみ		6,400円 (3,200)	6,300円 (3,100)	9,300円 (4,600)	9,100円 (4,500)	
C2	10,000円未満		8,500円 (4,200)	8,400円 (4,200)	11,400円 (5,700)	11,200円 (5,600)	
C3	10,000円以上 48,600円未満		10,000円 (5,000)	9,800円 (4,900)	13,000円 (6,500)	12,800円 (6,400)	
C4	48,600円以上 57,300円未満		11,500円 (5,700)	11,300円 (5,600)	16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)	
C5	57,300円以上 67,500円未満		14,000円 (7,000)	13,800円 (6,900)	18,500円 (9,200)	18,200円 (9,100)	
C6	67,500円以上 77,700円未満		16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)	21,500円 (10,700)	21,100円 (10,500)	
C7	77,700円以上 87,900円未満		19,000円 (9,500)	18,700円 (9,300)	25,500円 (12,700)	25,100円 (12,500)	
C8	A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯		87,900円以上 97,000円未満	22,000円 (11,000)	21,600円 (10,800)	29,500円 (14,700)	29,000円 (14,500)
C9	97,000円以上 123,300円未満		24,000円 (12,000)	23,600円 (11,800)	32,500円 (16,200)	31,900円 (15,900)	
C10	123,300円以上 148,500円未満		25,000円 (12,500)	24,600円 (12,300)	36,000円 (18,000)	35,400円 (17,700)	
C11	148,500円以上 169,000円未満		26,500円 (13,200)	26,000円 (13,000)	40,000円 (20,000)	39,300円 (19,600)	
C12	169,000円以上 224,400円未満		27,500円 (13,700)	27,000円 (13,500)	44,000円 (22,000)	43,300円 (21,600)	
C13	224,400円以上 266,200円未満		28,500円 (14,200)	28,000円 (14,000)	48,000円 (24,000)	47,200円 (23,600)	
C14	266,200円以上 301,000円未満		29,000円 (14,500)	28,500円 (14,200)	52,000円 (26,000)	51,100円 (25,500)	
C15	301,000円以上		30,000円 (15,000)	29,500円 (14,700)	56,000円 (28,000)	55,000円 (27,500)	

備考

- 1 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- 2 同一世帯から就学前児童が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目は半額(100円未満は切り捨て)、3人目以降は無料となります。カッコ内の料金は、第2子の半額を適用した場合の料金です。
- 3 この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。)

本表は平成28年度の2号・3号認定の保育料を示したものです。平成29年度4月からの保育料については変更が生じる可能性があります。